

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 福岡県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異（※）	説明欄
任期の定めのない常勤職員 （＝いわゆる正規職員）		92.9 %	○扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合が高いためです。 扶養手当：男性 87%、女性 13% 住居手当：男性 68%、女性 32% ○平均給与が低い若手職員において、女性の割合が高くなっている（職員全体：36%、勤続年数 1～5 年：43%）ためです。
任期の定めのない常勤職員以外の職員 （＝いわゆる非正規職員）		73.8 %	○女性は会計年度任用職員が多く（女性の 90%）、男性は会計年度任用職員より給与水準の高い臨時的任用職員・再任用職員が多い（男性の 51%）ためです。 ○下記のとおり任用形態別（「会計年度任用職員」「臨時的任用職員」「再任用職員」）では、ほぼ同水準です。
上記職員の任用 形態別の差異	（会計年度任用職員）	（ 97.0 ） %	○年度を超えない範囲で任用される事務補助やパートタイムの職で、給与は、職務内容や資格の有無、勤務時間数等により決定しており、平均年間給与は約 230 万円です。 ○会計年度任用職員の男女の内訳は、男性 405 人、女性 706 人となっています。
	（臨時的任用職員）	（ 94.1 ） %	○正規職員に欠員が生じた場合に任用される職で、給与は正規職員に準じており、平均年間給与は約 450 万円です ○臨時的任用職員の男女の内訳は、男性 90 人、女性 10 人となっています。
	（再任用職員）	（ 96.7 ） %	○定年退職した正規職員が 65 歳までの間に就く職で、給与は定年退職後の職に応じた額となり、平均年間給与は約 420 万円です。 ○再任用職員の男女の内訳は、男性 336 人、女性 67 人となっています。
全 職 員		86.5 %	

※「男女の給与の差異」は「男性の 1 人当たり平均年間給与に対する女性の 1 人当たり平均年間給与の割合」を示しています。なお、平均年間給与にはボーナスを含んでいます。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	説明欄
本庁部局長・次長相当職	96.8 %	○「本庁課長相当職」では、女性の医師が多いためです。 ※医師は他の職よりも給与水準が高くなっています。 ○「本庁課長補佐相当職」「本庁係長相当職」では、男性の扶養手当及び住居手当の受給者が女性より多いためです。
本庁課長相当職	104.4 %	
本庁課長補佐相当職	98.3 %	
本庁係長相当職	96.0 %	

(2) 勤続年数別

勤続年数（※）	男女の給与の差異	説明欄
36年以上	97.0 %	○扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性の割合が高いためです。 扶養手当：男性 87%、女性 13% 住居手当：男性 68%、女性 32% ○11～15 年、16～20 年の区分の差異が特に大きいのは、部分休業の取得や育児短時間勤務により給与が減額された職員の割合が、女性の方が高いためです。
31～35年	95.8 %	
26～30年	93.0 %	
21～25年	92.5 %	
16～20年	90.5 %	
11～15年	88.7 %	
6～10年	95.6 %	
1～5年	98.4 %	

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。